

## 聖書箇所：コリントの信徒への手紙一 5章 1～5節

○パウロとコリントの教会との間には、かなり頻繁に情報の行き来があったようである。

それは人の往来であると共に、そうした人々に託された手紙の往復でもあった。コリントの信徒への手紙一の前に既にパウロがコリントの教会に手紙を書き送っていたことが、5:9(「わたしは以前手紙で、みだらな者と交際してはいけなと書きました」)から分かる。また、コリントからも複数の手紙がパウロのもとに送られてきていた。7章以下でパウロは、それらの手紙の中で質問されている問題に答えていく。しかしその前に、自分が以前の手紙で書き送った事柄がその後どのように受け取られて、勧告なり指示なりがどう実行されてきたかに触れ、人づてに聞いているところを根拠に誤解を正し、さらに新たな勧告をしている。その目的は個々人の生活態度や行動を正すということよりも、教会としての在り方を正すことにあったと言えるだろう。

- ・5:1～13では不道德な者たちに対する教会の態度、6:1～11では、具体的な問題についてはもはや今日知ることができないが、コリントの教会員同士のごたごたを教会内で解決することができず、訴訟問題になったことについて、6:12～20では性的自由の問題について問題が指摘されている。5～6章を貫いている問題は、「みだらな行い」と訳されているⓄ「ポルネイア」(※「ポルノ」の語源)に他ならない。コリントの町にはそのアフロディテを祭る神殿に多くの神殿娼婦たちがいて、コリントの人々の性に関する自由な感覚、雰囲気に影響を与えていた。「ポルネイア」の問題は、教会の信仰生活と日常生活の関係の問題として重要だったのである。

**【注解】**

○1～2節：問題の提示

「現に聞くとところによると、あなたがたの間にみだらな行いがあり、しかもそれは、異

邦人の間にもないほどのみだらな行いで、ある人が父の妻をわがものとしているとのことです。それにもかかわらず、あなたがたは高ぶっているのか。むしろ悲しんで、こんなことをする者を自分たちの間から除外すべきではなかったのですか。」

- ・「現に聞くとところによると」と、パウロはコリント教会の間に生じている不品行について報告を受けていることを明らかにする。「現に」と訳されているギリシア語の言葉「ホロース」は、「一般的に言って、実際に、どこでも」という意味であり、パウロが受けたこの報告が信頼すべき筋からのものであり、こうした不品行の事件が広く一般的に知られて、多くの人々に憂慮すべきつまずきを与えていたことを示している。
- ・「みだらな行い」=⊕「ポルネイア」→不適切な性的関係のすべてを意味する言葉
- ・「異邦人の間にもないほどの」というのは、当時のユダヤ人の異邦人差別を感じさせる言葉。コリントの町の異邦人の実際のところはいざ知らず、異邦人は律法を知らず、道徳的にも乱れている人々だという固定観念がパウロにも根強くあったことを窺わせる。
- ・コリントの教会の人々の間にあった「ポルネイア」は「父の妻をわがものとしている」ことであった。「父の妻をわがものとしている」の直訳は「父の妻を所有する」。父の後妻か妾と、父の生きている間(普通離婚されていると見る)か、おそらくは死後に、結婚かその他の形で性交渉を持つことを意味する。このような関係はユダヤ教の律法でも禁じられており(レビ記 18 : 7~8、20 : 11、申命記 27 : 20)、ローマにおいても近親相姦に当たるとして禁止されていた。
- ・このような性的関係の乱れはマケドニア地方においても大きな問題となっていたことがテサロニケの信徒への手紙一 4 : 5 から窺える。しかもこれは、パウロの宣教にとってだけでなく、初代教会全体に共通した重大な問題であったことは、エルサレム会議での決定でも明らかである。cf. 使徒言行録 15 : 29
- ・パウロはコリントの教会の中で起こっていた性的関係におけるルーズさ、無感覚を教会の問題として厳しく断罪する。パウロにとって問題は「ポルネイア」がコリントの町に満ちていることや、ある教会員がそうした悪に加担していることもさることながら、教

会内にそうしたことがありつつも、それを「悲しんで、こんなことをする者を自分たちの間から除外す」ることもせず、平気であるばかりか、「威張りくさっている」という教会全体の体質であった。

- ・おそらくここには、「ポルネイア」の出来事を、自分たちは完全な者とされ、救われたものだから、あらゆる現実から解放され、自由やりたい放題したらよい、そうした放縦が許されると積極的に主張した人々がいたと思われる。
- ・「こんなことをする者を自分たちの間から除外す」とは、具体的には除名などによって教会の交わりから断つことを意味しているのだろう。

### ○3～5 節：問題に対する裁き

「わたしは体では離れていても霊ではそこにいて、現に居合わせた者のように、そんなことをした者を既に裁いてしまっています。つまり、わたしたちの主イエスの名により、わたしたちの主イエスの力をもって、あなたがたとわたしの霊が集まり、このような者を、その肉が減ぼされるようにサタンに引き渡したのです。それは主の日に彼の霊が救われるためです。」

- ・パウロはこのようにしてコリントの教会の人々が「ポルネイア」の問題を起こしている人々を野放しにしていることに反対するばかりでなく、彼自身が既にこうした人々に対する処置を取ったことを明らかにする。
- ・コリント教会では現場にあってさえ何もしない人たちがいたわけであるが、パウロは「体では離れていても霊ではそこにいて、現に居合わせた者のように」行動を起こした。パウロのこの言葉は、パウロが使徒としてコリント教会に対して持っている権能を地理的隔たりのゆえに否定しようとする動きをあらかじめ封じたものであるとも言えよう。
- ・コリント教会の人々と違って、パウロは離れた所から下すべき判断を時を移さず下していた。4～5 節でパウロは、自分の決定がいかなる手続きを通してなされたか(4 節)、またどのような内容と目的を持つか(5 節)を明らかにする。

- ・大切なのはその決定が「わたしたちの主イエスの名により、わたしたちの主イエスの力をもって」なされたことであり、パウロの勝手な考えに基づくものでは決してないということである。
- ・既に述べたように、4 節は除名などの判断がどのような手続きを通してなされるかの基本を示している。「あなたがたとわたしの霊が集まり」とは教会会議を意味し、戒規は個人的にではなく、そこにおいて判断が下されるべきなのである。
- ・ここではその教会会議がどのように具体的に運ばれるかは示されていない。しかしそれは、イエスが、兄弟が罪を犯した場合、どのような精神と具体的な方法で取り扱うべきかを教えた内容(cf. マタイによる福音書 18 : 15 以下)に沿うものであつただろう。宗教改革者のカルヴァンはこうした教会戒規について、「この罰が行われるにあたっては、長老の一致した勧告にもとづき、人々の同意を経た上でなければならない。そして、そうすることこそ専制を防ぐ対策となるのである。専制ほど、キリスト教の規律に反するものは何もない。一個人にすべての権力をみとめることは専制に道をひらくものである」と語っている。
- ・「このような者を、その肉が滅ぼされるようにサタンに引き渡した」(5 節)は、除名を意味している。こうした表現は、教会の外はサタンの支配が現実に働いているという理解に基づくものだろう。しかし大切なのは、そうした除名が、「主の日に彼の霊が救われるため」に為されることである。厳しい戒規の執行が、あくまでも当事者の救いを追求するためでなければならないことがここから分かる。

#### 【今回の聖書箇所から思うこと】

○教会の戒規について考えさせられた。日本基督教団でも、また東京府中教会の規則においても戒規の規定がある。しかし、それが濫用されては非常に危険。あくまでも慎重に、人間の恣意的にではなく、イエスの御心に基つき、然るべき手続きを経て為されなければならない。